

野々浜小学校いじめ防止等に係る基本方針

2023年（令和5年）4月1日策定

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるものです。またこの法律が施行されたことを契機に、いじめ防止に向けた取組の更なる充実を図っていきます。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義します。

「いじめ」とは、児童に対して、一定の人間関係にある児童によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがあります。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることとします。

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の児童実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校をつくります。そのために、本校教職員および関係者が「いじめのない社会をつくる」とする認識を共有し、連携を図ります。

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題であり、どの学級でも、どの児童にも起こりうるという認識に立ち、どのようなサインも見逃さないよう全職員で努めます。

(1) いじめの問題への基本的な姿勢

- ア 児童にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるような教育活動を推進することが、いじめ防止の原点であるとの認識のもと、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。
- イ いじめ防止に視点を当てた学校経営、学級経営は、児童が安心して学校生活が遅れることにつながり、ひいては学力向上など学校目標の実現につながるという理念に基づき、積極的にいじめ防止に取り組みます。
- ウ 教職員一人一人が、いじめられている児童を守りきるということを言葉と態度で示します。
- エ 「いじめ防止推進委員会」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。また、学校だけで問題を解決しようとすることなく、児童一人一人の願いが実現できるように、家庭や関係機関と連携をとりながら取り組みます。

(2) いじめ防止等の取組

① 「学校いじめ防止基本方針」の策定

- ア 校長は、年度当初に「いじめ防止基本方針」を策定し、年間を通じた、総合的ないじめ防止のための取組の一層の充実を図ります。
- イ 校長は、年度当初、いじめ根絶のための宣言などを行い、そのうえで、「いじめ防止基本方針」について、児童、保護者、地域に説明します。
- ウ いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うため「いじめ防止推進委員会」を設置します。
- エ いじめの防止に係る年間活動計画を明確に示して取り組みます。
- オ 基本方針、年間活動計画等をホームページで周知します。
- カ 策定した基本方針が機能しているか、検証及び見直しを適宜行います。

② いじめの防止等に係る児童への指導

- ア いじめは絶対に許されないとの毅然とした態度で、いじめられている児童の立場に立って指導します。
- イ 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるように指導します。
- ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童自らが、いじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導します。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の一層の推進を図ります。
- オ あいさつ等を通して、適切なコミュニケーションがとれるよう指導していきます。
- カ ライフスキル学習を通して、コミュニケーションやストレスマネジメントに係る能力を育て、よりよい人間関係づくりや適切に対処できる能力を高めていきます。

③ 児童の主体的な活動の支援

- ア 児童会による集会やいじめ撲滅キャンペーンなど、いじめの防止に向けて児童が主体的に活動できるように指導します。
- イ いじめを発見した際、見過ごすことなく、いじめられている事実を教職員や家族、相談機関等に伝えることができる仲間づくりをします。
- ウ 児童の温かな人間関係を広げるために児童会を中心にあいさつ運動に取り組みます。

(3) いじめの早期発見・早期対応

① 「先生聞いてね」(毎月第3火曜日)

テーマ曲を流し、児童へ相談日であることを知らせ、全職員で児童の不安や悩みを受け止める環境づくりをしています。

② 全児童へのアンケート

「先生聞いてね」に併せて、全児童へのアンケート調査を実施しています。アンケート調査結果に基づき、直ちに事実確認や適切な対応及び保護者連携等必要な対応を行い、早期の解決を目指します。

③ 保護者へのアンケート

学期に1回アンケート調査を実施し、保護者からいじめに関する情報をいただくことで、いじめのサインを早期に発見することに努めます。

(4) いじめの防止等に係る組織的な対応

「野々浜いじめ防止対策委員会」は、いじめを「しない」「させない」「許さない」ために、担任等と連携を図りながらその円滑な実施に努めます。

① 取組内容

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童の保護者に対する助言
- オ いじめを行った児童に対する指導
- カ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他、いじめの防止に係ること

② 委員構成

校長，教頭，教務主任，保健主事，生徒指導主事，研究主任，その他必要に応じて関係教職員

4 重大事態への対応

いじめは、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれます。これら重大事態については、「いじめ防止対策委員会」を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行います。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義します。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

(2) 具体的な対応

発生事案について、いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は、市教育委員会に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童を

守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行います。

① 問題解決への対応

- ア 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）
- イ 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- ウ 関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- エ P T A 役員及び同窓会等との連携
- オ 関係児童生徒への指導
- カ 関係保護者への対応
- キ 全校児童生徒への指導

② 説明責任の実行

- ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供
- イ 全校保護者への対応
- ウ マスコミへの対応

③ 再発防止への取組み

- ア 教育委員会との連携のもとでの外部有識者の招聘
- イ 問題の背景・課題の整理，教訓化
- ウ 取組の見直し，改善策の検討・策定
- エ 改善策の実施

5 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行います。
- (2) いじめ防止対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組を検証し、次年度の年間計画を策定します。